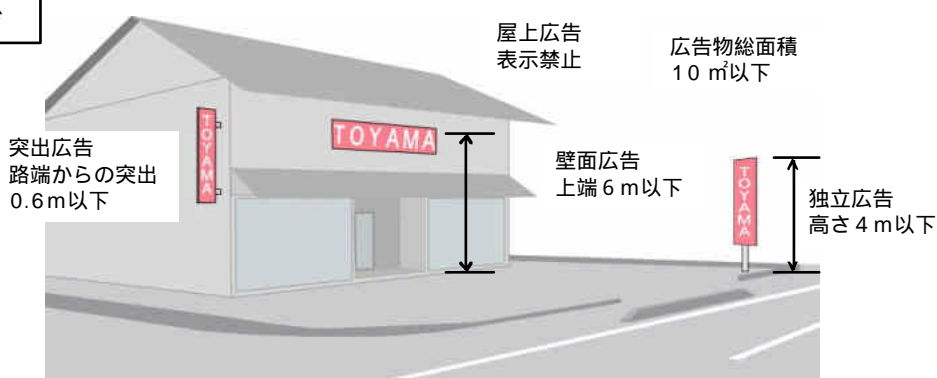


改正許可基準案及び表示イメージ

レベル 1 (景観の保全上重要な地域：自家広告物以外は原則禁止)

広告物の種類	現行基準	見直し基準(案)
独立広告 (自己の事業所等の敷地内に設置する野立広告)	個別基準なし	高さ 4m以下
屋上広告		禁止
壁面広告		上端 6m(ビル名除く)
突出広告		建築物高さの 2/3 以下、路端からの突出 0.6m以下
広告物総面積	30 m ² 以下	10 m ² 以下
色彩基準	なし	R,YR,Y は彩度 8 (その他の色相は彩度 6) を超える色を面積の 3 分の 1 を超えて使用しない

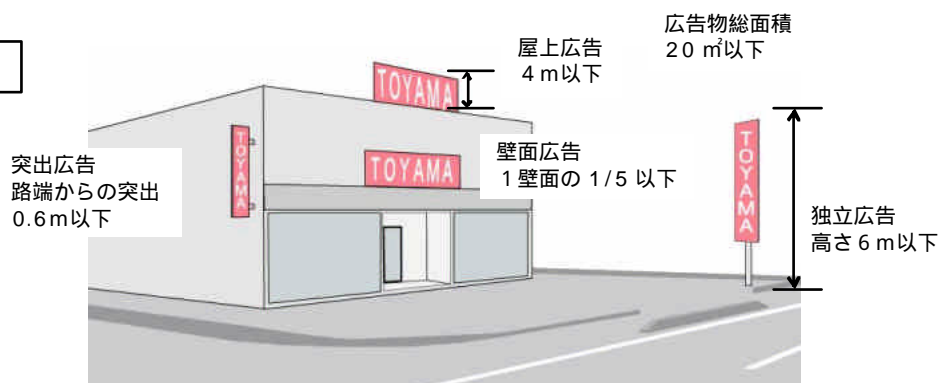
自家広告物の表示イメージ



レベル 2 (地域の良好な景観の保全を優先すべき地域：自家広告物以外は原則禁止)

広告物の種類	現行基準	見直し基準(案)
独立広告	個別基準なし	高さ 6m以下
屋上広告		建築物高さの 1/2 以下、かつ 4m以下
壁面広告		1 壁面あたりの表示面積の合計が 1/5 以下
突出広告		建築物高さの 2/3 以下、路端からの突出 0.6m以下
広告物総面積	30 m ² 以下	20 m ² 以下
色彩基準	なし	屋上広告、大規模な広告物は、R,YR,Y は彩度 8 (その他の色相は彩度 6) を超える色を面積の 3 分の 1 を超えて使用しない

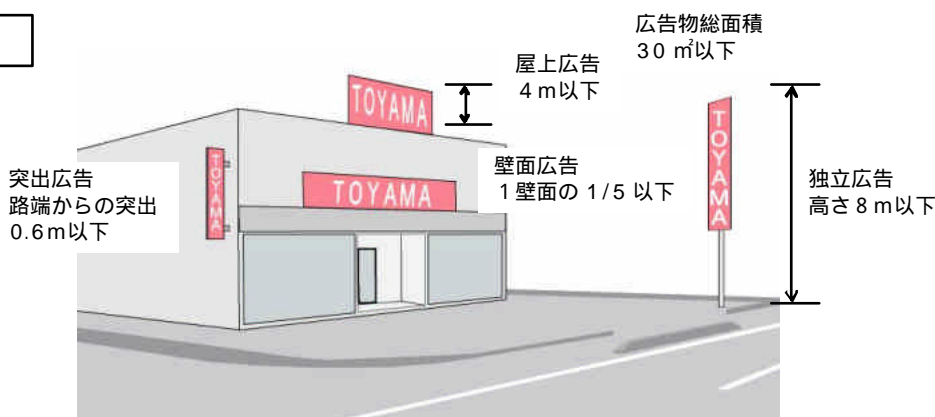
自家広告物の表示イメージ



レベル3（立山連峰等の眺望景観の保全を優先すべき地域：自家広告物以外は原則禁止）

広告物の種類	現行基準	見直し基準（案）
独立広告	個別基準なし	高さ 8 m 以下
屋上広告		建築物高さの 1/2 以下、かつ 4 m 以下
壁面広告		1 壁面あたりの表示面積の合計が 1/5 以下
突出広告		建築物高さの 2/3 以下、路端からの突出 0.6 m 以下
広告物総面積	30 m ² 以下	30 m ² 以下
色彩基準	なし	大規模な広告物は、R,Y,R,Y は彩度 8（その他の色相は彩度 6）を超える色を面積の 3 分の 1 を超えて使用しない

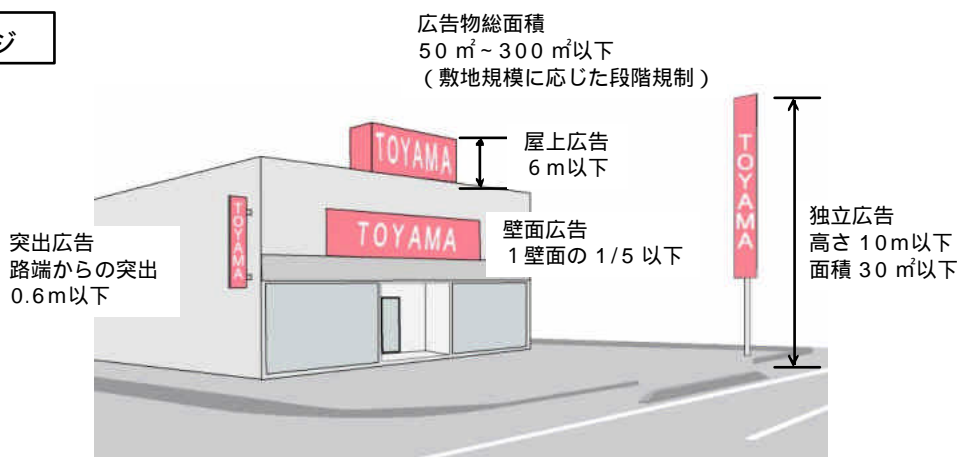
自家広告物の表示イメージ



レベル4（田園景観等に配慮すべき地域）

広告物の種類	現行基準	見直し基準（案）
独立広告	1 住所等あたり 表示面積 100 m ² 以下	高さ 10 m 以下 表示面積 30 m ² 以下
屋上広告	建築物高さの 2/3 以下 かつ 15 m 以下	建築物高さの 1/2 以下かつ 6 m 以下
壁面広告	壁面上端までの 2/3 以下 かつ 15 m 以下 自家広告物以外は 20 m ² 以下 かつ壁面の 1/2 以下	1 壁面あたりの表示面積の合計が 1/5 以下又は 20 m ² 以下かつ 1 壁面の 1/2 以内
突出広告	壁面上端までの 2/3 以下かつ 15 m 以下、路端からの突出 0.6 m 以下	
広告物総面積	-	1 敷地あたり 50 m ² 以下 ~ 300 m ² 以下（*） 〔うち自家広告物以外は一敷地あたり 30 m ² 以下〕
色彩基準	なし	大規模な広告物は、R,Y,R,Y は彩度 8（その他の色相は彩度 6）を超える色を面積の 3 分の 1 を超えて使用しない

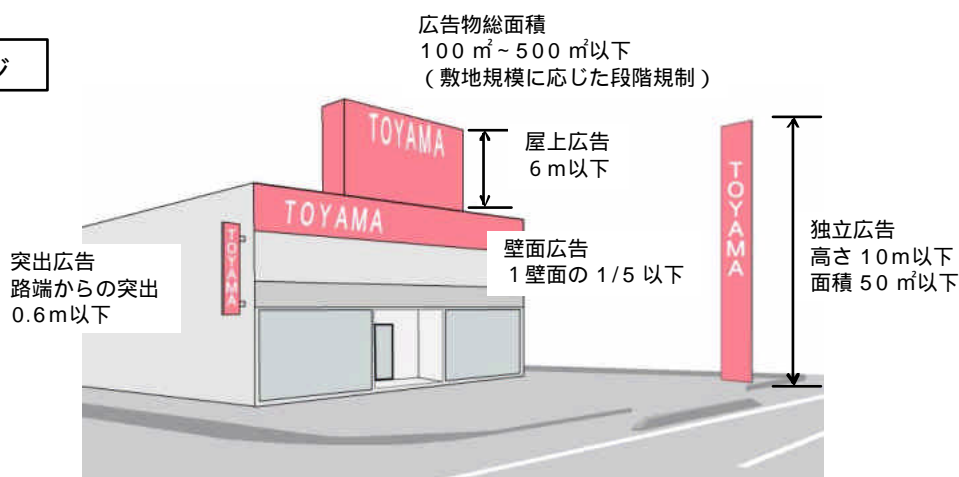
自家広告物の表示イメージ



レベル5（良好な景観と経済活動の利便との調和に配慮すべき地域）

広告物の種類	現行基準	見直し基準（案）
独立広告	1住所等あたり 表示面積 100㎡以下	高さ 10m以下 表示面積 50㎡以下
屋上広告	建築物高さの 2/3 以下 かつ 15m以下	建築物高さの 1/2 以下かつ高さ 6m以下
壁面広告	壁面上端までの 2/3 以下 かつ 15m以下 自家広告物以外は 20㎡以下 かつ壁面の 1/2 以下	1壁面あたりの表示面積の合計が 1/5 以下又は 30㎡以下かつ 1壁面の 1/2 以内
突出広告	壁面上端までの 2/3 以下かつ 15m以下、路端からの突出 0.6m以下	
広告物総面積	-	1敷地あたり 100㎡以下～500㎡以下（*） 〔うち自家広告物以外は1敷地あたり 30㎡以下〕

自家広告物の表示イメージ



* 総量規制

敷地規模による広告物総表示面積

敷地規模	～ 1,000㎡	～ 2,000㎡	～ 4,000㎡	～ 10,000㎡	10,000㎡超
レベル1	10㎡以下				
レベル2	20㎡以下				
レベル3	30㎡以下				
レベル4	50㎡以下	100㎡以下	150㎡以下	200㎡以下	300㎡以下
レベル5	100㎡以下	150㎡以下	200㎡以下	300㎡以下	500㎡以下

自家広告物以外は 30㎡以下とし、自家広告物と混在する場合は上記総量に含めて計算する。

* 色彩基準

- ・規制対象色・・・R,YR,Y は彩度 8（その他の色相は彩度 6）を超える色を面積の 3分の1 を超えて使用しない。ただし、高彩度色の面積の合計が 1面 1㎡以下（許可地域は 1面 2㎡以下）の場合はこの限りでない。
- ・規制対象地域及び物件

地域	対象物件	
	自家広告物	自家広告物以外
レベル1	広告物全般（独立・屋上・壁面・突出）	設置禁止
レベル2	大規模な広告物、屋上広告	設置禁止
レベル3	大規模な広告物	設置禁止
レベル4	大規模な広告物	野立広告、大規模な広告物
レベル5	-	野立広告

自己の事業所等以外に設置される野立広告

	現行基準	見直し基準(案)
レベル1	禁止	禁止
レベル2	禁止	禁止
レベル3	禁止	禁止
レベル4	面積 30 m ² 以下 (国道、主要地方道、 鉄道沿い 100m 以内は設置禁止)	国道・主要地方道・鉄道沿い 両側 100m以内は設置禁止 それ以外の地域 高さ 8 m以下、面積 15 m ² 以下、色彩基準()
レベル5		高さ 8 m以下、面積 30 m ² 以下、色彩基準()

色彩基準：R,YR,Y は彩度 8（その他の色相は彩度 6）を超える色を面積の 3 分の 1 を超えて使用しない。ただし、高彩度色の面積の合計が 1 面 2 m²以下の場合はこの限りでない。

案内誘導を目的に設置される案内誘導広告物

	現行基準	見直し基準(案)
レベル1	禁止	禁止
レベル2	単体 高さ 2 m以下 又は 1 面 1.5 m ² 以下 色彩基準等(*)	単体：高さ 2 m又は 1 面 1.5 m ² 以下
レベル3		
レベル4	単体 高さ 2 m以下 又は 1 面 1.5 m ² 以下 色彩基準等	単体：高さ 4 m以下かつ 1 面 4 m ² 以下 (4 車線道路では 1 面 6 m ² 以下) 一敷地 30 m ² 以下 色彩基準等
レベル5		統合：高さ 6 m以下、1 施設 6 m ² 以下、1 面 3 0 m ² 以下 一敷地 30 m ² 以下 色彩基準等

* その他色彩基準等

公共的目的を有し、又は公衆の利便に供することを目的とするものであること。

施設若しくは場所の案内又は当該施設等への誘導のため必要最小限のものであること。

案内誘導の対象となる施設等の位置が建築物の密集した地域にある等当該案内誘導の必要性が高いこと。

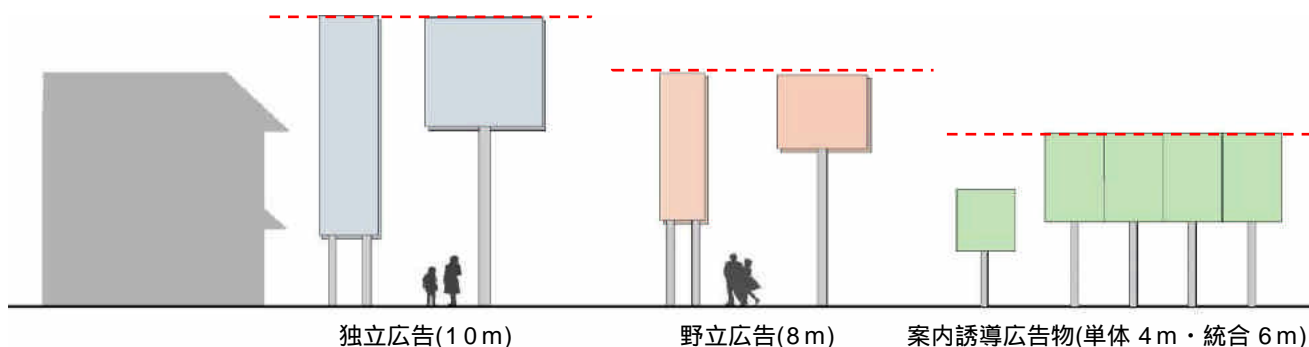
反射塗料、ネオン管又は投光器を使用しないものであること。

色彩は、富山県景観条例に規定する大規模行為の景観づくり基準に適合するものであること。

R,YR,Y は彩度 6（その他の色相は彩度 4）を超える色を面積の 3 分の 1 を超えて使用しないこと

禁止地域で設置する公共の統合案内誘導広告物の基準についても一部緩和します。

野立広告等の表示イメージ



色彩基準 (規制対象色)

レベル1

レベル2

野立広告

大規模な広告物

R,YR,Y は彩度 8 (その他の色相は彩度 6) を超える色を面積の 3分の1 を超えて使用しない。

ただし、高彩度色の面積の合計が 1面 1㎡以下 (許可地域は 1面 2㎡以下) の場合はこの限りでない。

案内誘導広告物

R,YR,Y は彩度 6 (その他の色相は彩度 4) を超える色を面積の 3分の1 を超えて使用しない。

ただし、高彩度色の面積の合計が 1面 1㎡以下 (許可地域は 1面 2㎡以下) の場合はこの限りでない。

